

境界確定の申請

申請者・実務取扱者向けガイド

もくじ

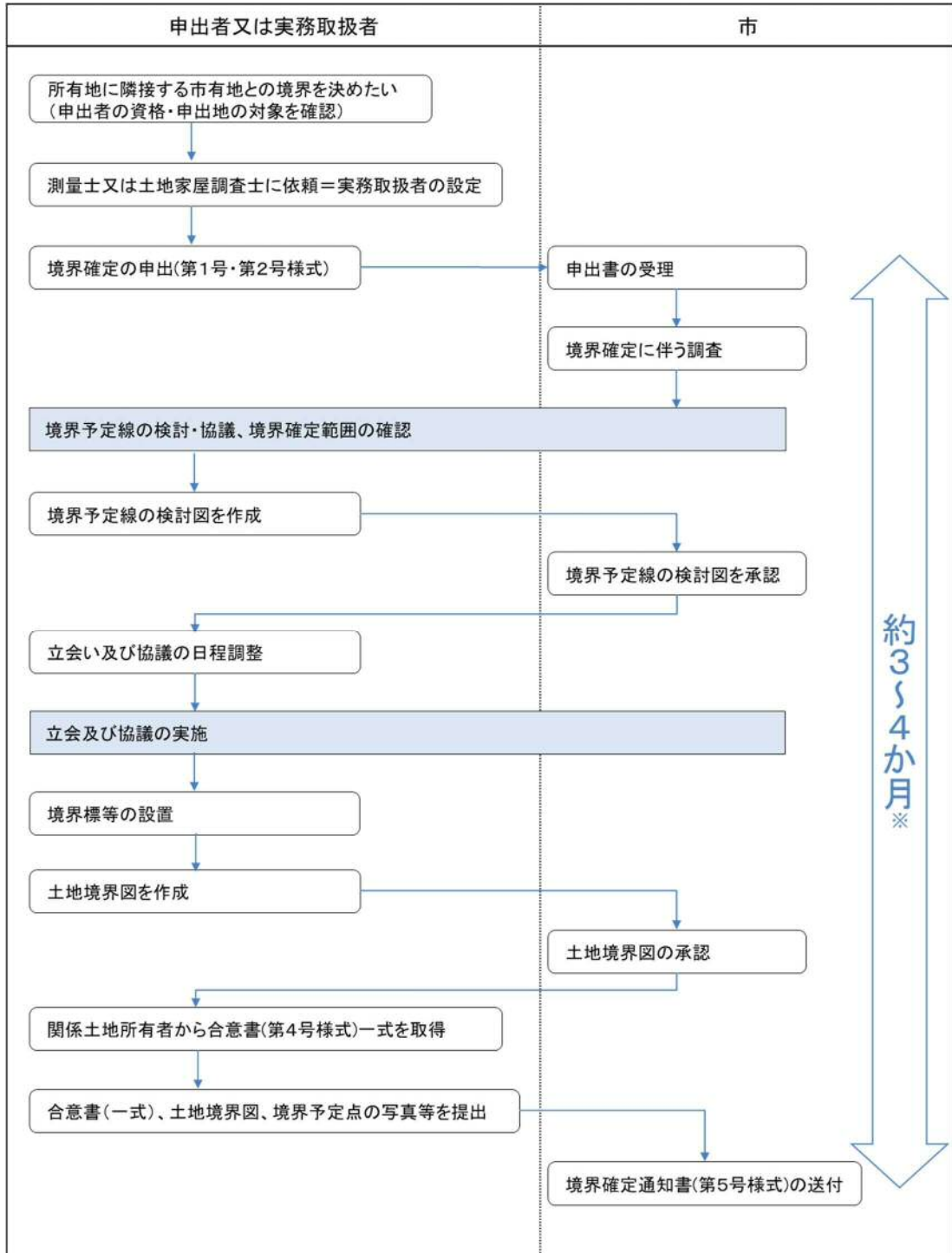
1	境界確定の手続きの流れ	・・・ 1
2	境界確定の概要	・・・ 2
3	境界確定申出	・・・ 4
4	境界確定の手続き	・・・ 7
5	区域境界確定	・・・ 11
6	手続きに関する Q&A	・・・ 12
7	提出書類チェックリスト	・・・ 13
8	用語の解説	・・・ 14
9	問い合わせ先	・・・ 15
○	要綱・様式集	・・・ 16

令和4年2月

武蔵野市都市整備部道路管理課

1 境界確定の手続きの流れ

境界確定の手続きの流れの概略は以下のとおりです。境界確定申出書の提出から3～4か月必要です。



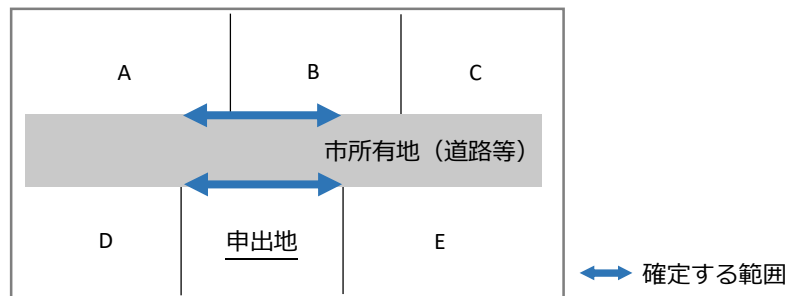
※3～4か月は目安であり、申請の状況や事案により前後します。

2 境界確定の概要

(1)境界確定とは

境界確定とは、武蔵野市都市整備部道路管理課が所管する道路等と隣接する土地との所有権界を確認することです。原則として、申出地と市所有地を挟んで申出地の対側の両側について確定します。

ここでいう道路等とは、市道、認定外道路、水路敷のことです。



(2)境界確定の申出者

道路等と隣接する土地の所有者が、境界確定の申出をすることができます。また、以下の①から⑥に該当する場合に、申出をすることができる者はそれぞれ次のとおりです。なお、この場合、別途このことを証明する書類を添付してください。(参照 P6)

① 共有の場合

共有者全員により申出してください。ただし、マンション等の区分所有建物の場合は、境界確定に関する権限について管理組合の規約に定める者となります。

② 法人の場合

法人の代表者により申出してください。ただし、法人が解散または破産している場合は、清算人または管財人等(管財人、破産管財人、金融整理管財人等)となります。

③ 所有者が死亡している場合

法定相続人全員により申出してください。ただし、別途相続人が特定されている場合は、その特定された相続人全員となります。

④ 土地所有者が法定代理人を必要とする場合

親権者、成年後見人、保佐人または補助人の当該法定代理人により申出してください。

⑤ 信託財産の場合

委託者及び受託者の両者により申出してください。ただし、受益者が設定されている場合には受託者及び受益者の両者となります。また、信託目録に特別な定めが

ある場合には、その内容によるものとします。

- ⑥ **境界確定に係る申出、立会、協議、合意等の権限をほかの者に委任する場合**
その委任された者（＝「代理人」）により申出してください。

(3)実務取扱者

境界確定に必要な事務を行うには、土地家屋調査士または測量士の資格が必要です。

3 境界確定申出

(1)境界確定の申出

境界確定の申出には、第1号様式の境界確定申出書に以下の必要書類をそろえて、道路管理課窓口にご提出ください。郵送では受け付けていません。

- ① 境界確定申出書(第1号様式)
- ② 案内図
- ③ 印鑑登録証明書
- ④ 公図の写し
- ⑤ 土地所有者調書(第2号様式)
- ⑥ 登記事項証明書
- ⑦ 現況実測平面図
- ⑧ その他

(2)申出書の作成方法

① 境界確定申出書(第1号様式)

申出者は、P.2「境界確定の申出者」に記載する者に限ります。申出者が複数人の場合は全員分記載してください。申出者が相続人や法定代理人等、土地所有者と異なる場合は、関係を明記のうえ、土地所有者名と併記してください。

例) 土地所有者が死亡しており、相続人が申出する場合

申出者	
住所	東京都武蔵野市〇〇丁目〇番〇号
氏名	被相続人 〇〇 〇〇
	相続人 〇〇 〇〇 実印

例) 土地所有者が未成年者で、親権者が申出する場合

申出者	
住所	東京都武蔵野市〇〇丁目〇番〇号
氏名	土地所有者 〇〇 〇〇
	親権者 〇〇 〇〇 実印

② 案内図

申出地の位置の確認ができるものとします。

③ **印鑑登録証明書**

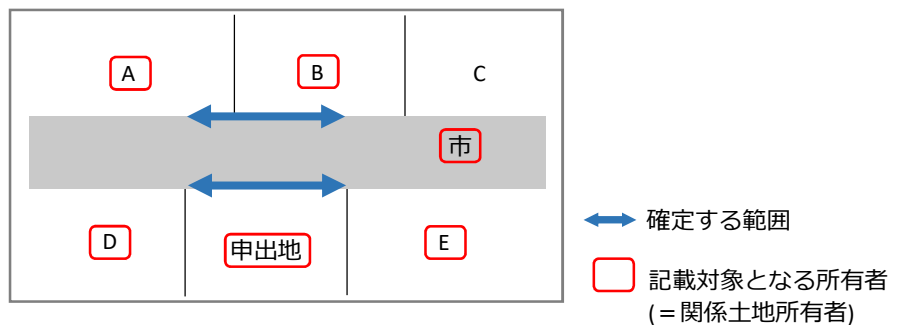
3か月以内に発行された申出者の印鑑登録証明書を添付してください。申出者が法人の場合は、代表者事項証明書等もあわせて添付してください。

④ **公図の写し**

法務局の内容証明付きの書面とします。公図の写しを加工して新たに作成した地図を提出する場合は、方位、縮尺、法務局名および調査年月日を記入し、土地家屋調査士または測量士の記名・押印し、加工前の公図の写しも併せて添付してください。

⑤ **土地所有者調書(第2号様式)**

申出地、申出地の両隣、市有地（道路）を挟んで申出地の対側及び市有地（道路）の順に、登記記録の情報を記入してください。相続が生じている土地の所有者欄は、被相続人、相続人の順に、分かるように記入してください。ただし、相続人が確定していない場合については、法定相続人全員を記入してください。



⑥ **登記事項証明書**

3か月以内に発行された申出地の登記事項証明書を提出してください。証明書に記載されている住所が現住所と異なる場合には、住民票、戸籍の附票など、住所の沿革が証明できる資料を提出してください。（これらの書類は、原本還付可。）また、上記の種類で住所の沿革が確認できない場合は、申出地の所有者であることを証明する資料（土地の権利証や不動産売買契約書など）の写しと現住所を証明する資料を提出してください。

⑦ **現況実測平面図**

現地の前面道路の幅員や周辺の地物、存在する場合には既確定点を記載してください。測量にあたっては、作業規定の準則（国土交通省）に沿って行ってください。また、公共基準点を使用するよう努めてください。なお、公共基準点を使用する際には、市の要綱に規定する申請が必要です。

⑧ その他

法務局備付けの地積測量図等の参考となる資料があれば添付してください。また、申出者が土地所有者と異なる場合など、以下の場合にはそれぞれ証明する書類が必要です。

	ケース	申出者	必要書類
ア	区分所有建物の敷地で、管理組合の規約等に境界確定に係る権限について定めがある場合	管理組合の規約に定める者	<u>管理組合の規約書等</u>
イ	土地所有者が法人で、解散または破産している場合	清算人または管財人等（管財人、破産管財人、金融整理管財人等）	<u>破産管財人証明書等</u>
ウ	土地所有者が死亡しており、相続が発生している場合	法定相続人全員 または 遺産分割協議書、公正証書遺言、裁判所の審判・調停調書等で特定された相続人全員	<u>以下の書類のいずれか</u> ・ 相続関係説明図とそれを証明する戸籍謄本、住民票、遺産分割協議書、公正証書遺言等の書類 ・ 裁判所の審判・調停調書等による権利関係を証明する書類 ・ 法定相続情報制度による法務局発行の法定相続情報一覧図
エ	土地所有者が法定代理人を必要とする場合	法定代理人	<u>法定代理人であることを証明する書類</u>
オ	申出地が信託財産の場合	委託者及び受託者 または 受託者及び受益者 または 信託目録に特別な定めがある場合は、その内容に従った者	<u>委託者、受託者、受益者であることを証明する信託原簿等</u>
カ	代理人を立てる場合	代理人	<u>代理人であることを証明する書類</u>
キ	申出地が差押え等を受けている場合	—	<u>差押者の境界確定に係る同意書</u>

4 境界確定の手続き

境界確定申出書は、武蔵野市道路管理課の窓口でご提出ください。ただし、以下の場合は申出を受付できませんので、ご注意ください。

- ・ 申出地の所有権の帰属や所有権の範囲について係争中の場合
- ・ 申出地の隣接地が私道の場合
- ・ 申出地の所有権が特定できない場合

(1)境界予定線の検討・協議

市は、境界確定申出書の受理後、調査等を行い、境界とする点及び線(「境界予定線」)について検討し、市担当者よりご連絡を差し上げます。

その後、実務取扱者と市担当者と境界予定線の協議を行います。

(2)境界予定線の検討図の作成

実務取扱者は、協議結果に沿って検討図を作成します。作成した検討図について、市担当者の承認を受けてください。検討図には、境界予定点とその座標、境界予定線を明示してください。また、測量時に使用した公共基準点や既確定点、鉾などの地物、既確定点等についても記載してください。

検討図について市担当者より承認を得たら、立会い及び協議の日までに境界予定線を現地にペンキ等により仮標示してください。

(3)立会い及び協議の実施

現地にて、確定する範囲に係る土地所有者(「関係土地所有者」)、実務取扱者、市担当者で立会い及び協議を行います。実務取扱者は日程調整を行い、関係土地所有者、市担当者に事前に立会い日時を通知してください。

事前に仮標示した境界予定線について関係土地所有者と協議し、全員から承認を得てください。やむを得ず関係土地所有者が現地での立会いができない場合には、実務取扱者が境界予定線の検討図や現地写真等により協議を行い、承認を得てください。

境界予定線について承認が得られたら、関係土地所有者の同意のもと現地に境界標等を設置し、境界予定点を明示してください。市有地に境界標を設置する場合に限り、市指定の境界標を支給します。

関係土地所有者の承認を得られない場合は、不調となり境界確定はできません。

(4)土地境界図の作成

以下の土地境界図の作成方法と P.9 土地境界図(見本)に沿って、土地境界図を作成し、市担当者の承認を受けてください。土地境界図右上に、市担当者よりお伝えする図面番号を記載してください。

土地境界図の作成方法

- (1) 図面右下の表題名(図面名称)は、土地境界を確定した場合「土地境界図」、道路区域境界を確定した場合「区域境界図」と記載する。
- (2) 道路線形図上に記載する地番は、承認を得られた地番及び市有地の地番を記載し、それ以外の地番は記載しない。なお、市有地が無番地の場合は、「道(無番)」、「水(無番)」等と記載する。
- (3) 道路線形図上の道路名称は、市道の場合は「市道第○号線」、認定外道路の場合は「市所有認定外道路」と記載する。
- (4) 図面の縮尺は、原則として1/250とする。
- (5) 図面の寸法は、算用数字を用いる。
- (6) 境界点はP、引照点はS、機械点はT、の記号を用い、成果表を設けて各点の座標値を明記する。
- (7) 座標値から寸法を計算する場合、境界線及び幅員の寸法はm(メートル)単位を用いる。P点間の辺長距離は少数第3位を切り捨てとし、P点-S点間距離は少数第4位を切り捨てとする。
- (8) 引照点Sは確定点から原則10m以内の明確な永久構造物を用い、後日境界点の復元に必要な3点とする。
- (9) 境界点Pはそれぞれ直径4.5cm以上の円で詳細図を記載する。また、引照点が図面上わかりにくい場合も同様とする。
- (10) 図面の位置取りは、原則として北を上向きとし、方位を記入する。
- (11) 境界線に接する地番は、算用数字を用いる。
- (12) 図面右下の作成者欄は、作成者が記入し押印する。
- (13) 図面の大きさは、日本工業規格A列3判とする。
- (14) 文字・数字の大きさは2mm以上とし、鮮明に読めるように記載する。
- (15) 原図の紙質は、マイラー又は普通紙(中性紙)で品種は上質紙とし、確定通知書用の図面の紙質は、長期保存に適した品質の普通紙(中性紙)で品種は上質紙とする。

土地(区域)境界図見本

図面番号 R〇〇-〇〇

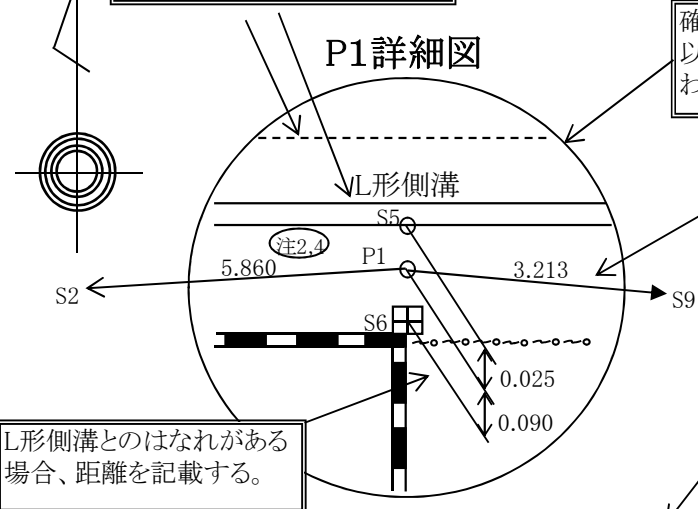
L形側溝のエプロン部を破線、
縁石部を実線とする。

例 <認定幅員3.0間(5.456m)の場合>
L形側溝民地側S1、S2及びS7、S8を使用し中心振り分けをした場合

確定点(全P点)については、直径4.5cm
以上の円で詳細図を設け、現地状況が
わかるように構造物等を記載する。

確定点(P点)については、10m以内の3つ以上の引照
点(任意)からの距離も記載する。(各点の配置角度は
できるだけ大きめに鈍角にする)

地番については、申請地を含め、合意書が得られ
た土地についてのみ記載する。なお、丁目が異なる
場合には、丁目についても記載する。

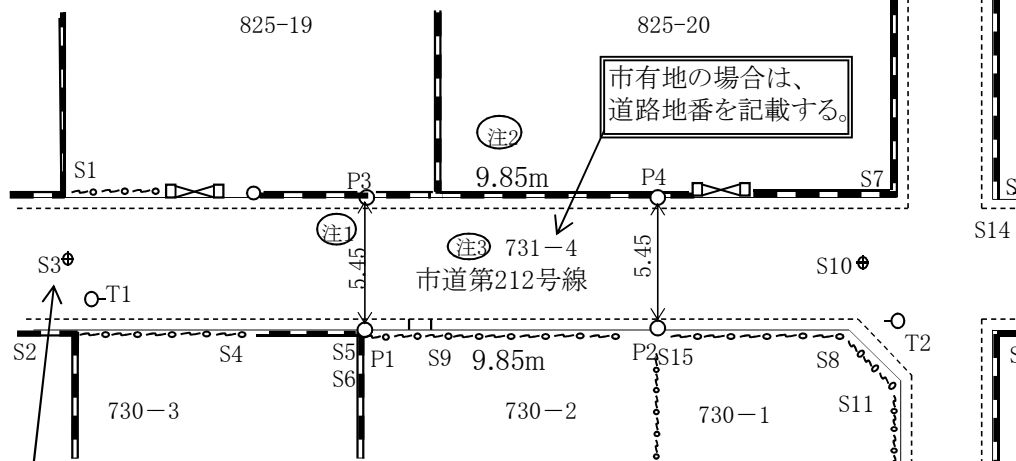


L形側溝とのはなれがある
場合、距離を記載する。

1マス空ける。

成 果 表			
点 名	X	Y	備 考
P 1	103.616	125.381	鉄
P 2	102.909	146.577	市金属標 □
P 3	116.796	146.824	鉄
P 4	118.885	143.826	鉄
S 1	104.540	97.465	L形側溝民地側
S 2	99.039	99.282	L形側溝民地側
S 3	101.789	98.374	道路中心鉄
S 4	103.574	125.381	民コンクリート杭田
S 5	98.232	124.399	L形側溝民地側ペンキ
S 6	98.217	124.398	民金属標 田
S 7	102.944	146.594	L形側溝民地側
S 8	102.919	146.594	L形側溝民地側
S 9	97.496	144.937	鉄
S 10	100.207	145.765	道路中心鉄
S 11	96.085	146.415	鉄
S 12	97.444	150.445	L形側溝民地側角ペンキ
S 13	102.917	150.561	L形側溝民地側角刻み
S 14	116.796	146.824	ブロック塀角
S 15	102.918	148.578	民コンクリート杭 田
S 16	116.625	150.821	御影石 □
T 1	100.000	100.000	鉄
T 2	97.653	147.192	鉄

6



市有地の場合は、
道路地番を記載する。

その他の注意事項
 注1 幅員については両側確定の場合のみ記載する。また、
小数点第3位切り捨てとする。(片側確定の場合は記載
しない。)
 注2 P点間の辺長については、小数点第3位切り捨てとする。
P点・S点間の距離については、小数点第4位切り捨てとする。
 注3 道路区域確定の場合、道路敷地の地番は記載しない。
(土地境界の場合は、地番を記載する。)
 注4 文字・数字の大きさは縦横2mm以上、鮮明に読めるようにする。
 * 用紙については、強靱な用紙(マイラー#300程度)を
原則とし、A3を標準とする。

中心点を設定した場合は、
S点で記載する。

文言を記載する。

交点計算によりP点(この場合はP1)を算出する
場合は宅地の民々境界点(この場合S16及
びS6)を記載する。

土地(区域)境界図		縮尺	1/250
土地の所在	武蔵野市緑町二丁目730番2ほか		
立会年月日	令和	年	月 日
測量年月日	令和	年	月 日
作成者氏名	印		
資格、番号等、住所			
TEL			

*図内の境界点(P1-P2,P3-P4)を順次結んだ線を境界とする。(土地境界の場合)

*図内の区域の境界点(P1-P2,P3-P4)を順次結んだ線を道路区域の境界とする。(道路区域の場合)
 なお、道路区域とは、道路法第18条の規定に基づく道路を構成する土地の範囲である。

6~7cm程度

9~10cm程度

(5)合意書の取得

土地境界図の確認ができましたら、合意書（第4号様式）、職印を押印した土地境界図の順にとじ、合意書に関係土地所有者から署名、捺印を取得してください。とじ目ごとに割印してください。

なお、申出者については、印鑑登録された印（実印）により捺印してください。



(6)合意書等の提出

取得した合意書とあわせて、以下の書類を提出してください。

- (ア) 土地確定図に職印の押印があるもの(原図) (マイラーフィルム # 300 程度または上質紙) 1部
 - (イ) 土地確定図に職印の押印があるもの(確定通知書用) (上質紙) 合意書部数 + 3部
 - (ウ) 土地境界図に職印の押印がないもの (上質紙) 1部
 - (エ) 全ての境界予定点の遠景及び近景の写真 1部
- 立会い及び協議から3か月以内にこれらの提出がされない場合、不調となります。

(7)確定通知書

合意書等の提出から確定通知書のお渡しまでは2週間程度を予定しております。実務取扱者は、各関係土地所有者へ確定通知書を送付してください。確定通知書が各関係土地所有者へ渡りましたら、境界確定の手続きは完了です。完了後、境界確定図は市の窓口で公開されます。

5 区域境界確定

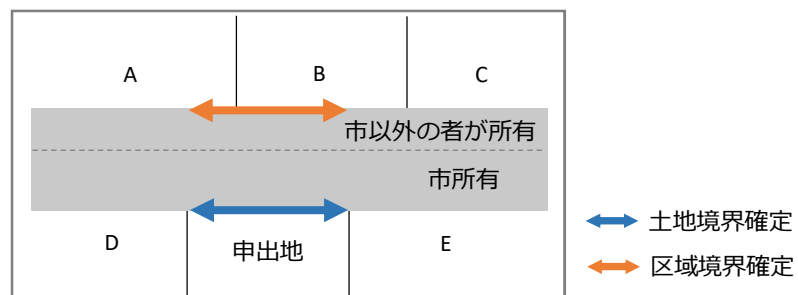
申出地が隣接する市道に市所有地以外の土地が含まれている場合は、土地境界確定ではなく、道路区域の境界を確定する区域境界確定をすることができます。手続きの流れは土地境界確定を行う場合と同様です。

区域境界確定を行った場合は、P.9の見本を参考に土地境界図を「区域境界確定図」とし、その旨を明記してください。

(記載例)

* 図中の区域の境界点(PO-PO)を順次結んだ線を道路区域の境界とする。
なお、道路区域とは道路法第18条の規定に基づく道路を構成する土地の範囲である。

例) 申出地の前面道路の一部に市所有地以外の土地が含まれている場合
⇒申出地側は土地境界確定とし、対側は区域境界確定とします。



6 手続きに関する Q&A

申出後に内容に変更があった場合の手続きは？
申出事項変更届（第3号様式）に変更内容が証明できる書類を添付して、すみやかに提出してください。
申出地の隣地の所有者が所在不明のときは？
境界確定はできません。なお、調査の結果、申出地の対側が所在不明である等の場合は市担当者へご相談ください。
申出を取り下げるには？
境界確定申出の取下げ書（第7号様式）を提出してください。返戻書により、申出書をお返しします。
境界確定が不調になるのはどんな場合？
関係土地所有者の合意が得られない場合や、立会い及び協議の日から3か月以内に合意書等が提出されない場合は不調となります。この場合は、返戻書により、申出書をお返しします。

7 提出書類チェックリスト

今一度、必要書類と確認事項についてご確認の上、提出してください。

申出時

- 境界確定申出書（第1号様式）
 - 申出者は、申出できる者に該当しますか？
 - 申出者が土地所有者本人でない場合は、土地所有者と併記のうえ、土地所有者との関係を記載していますか？
- 印鑑登録証明書
 - 原本がありますか？
 - 申出者が法人の場合は、代表者事項証明書がありますか？
- 公図の写し
 - 法務局の内容証明付きですか？
- 土地所有者調書（第2号様式）
 - 申出地、申出地の両隣、市有地（道路）を挟んで申出地対側及び市有地（道路）を記載していますか？
- 登記事項証明書
 - 原本がありますか？
 - 記載の住所と現住所が異なる場合は、その沿革が分かる書類がありますか？
- 現況実測平面図
- その他
 - 相続、代理など土地所有者と申出者が異なる場合は、その関係が分かる書類がありますか？
 - 信託財産である場合は、信託原簿等がありますか？
 - 差押等を受けている場合は、差押者の同意書がありますか？

合意書提出時

- 合意書
 - 申出者の合意書は登録された印で捺印されていますか？
 - 2枚目以降のとじ目に割印が押されていますか？
 - 日付等、記入漏れはありませんか？
- 職印を押印した土地確定図（マイラーまたは上質紙） 1部
- 職印を押印した土地境界図（上質紙） 合意書数+3部
- 職印なしの土地境界図 1部
- 全ての境界予定点の遠景及び近景の写真 1部

8 用語の解説

市所有地
武蔵野市道、認定外道路及び水路敷のことをいいます。
土地所有者
法務局が発行する土地登記事項証明書に、権利者として氏名が記載されている者のことをいいます。
実務取扱者
土地家屋調査士・測量士の資格を持ち、境界確定作業に必要な実務を申出者本人に代わって行う者のことをいいます。
道路区域
道路法第 18 条第 1 項の規定により決定する道路の区域のことをいいます。
公共基準点
武蔵野市が管理する 2 級公共基準点及び 3 級公共基準点のことをいいます。 (cf. 武蔵野市公共基準点管理保全要領)
印鑑登録証明書
印鑑登録された印鑑の印影について証明する証明書のことをいいます。個人の場合は住民票のある区市町村で、法人の場合は法務局で取得可能です。
代表者事項証明書
会社の代表者について証明する証明書のことをいいます。法務局で取得可能です。
土地境界図
武蔵野市都市整備部道路管理課が所管する道路等と隣接する土地との境界について、書面に表したものをいいます。境界確定後は、道路管理課の窓口で公開されます。

9 問い合わせ先

都市整備部 道路管理課 台帳係

〒180-8777 東京都武蔵野市緑町 2-2-28

電話番号：0422-60-1857 ファクス番号：0422-51-9245

要綱・様式集

■ 要綱

武蔵野市道路敷地等に係る境界確定等の事務取扱要綱

武蔵野市公共基準点管理保全要領

○武蔵野市道路敷地等に係る境界確定等の事務取扱要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、都市整備部道路管理課が所管する道路敷地等に係る境界確定の事務等の手続の明確化を図るとともに、必要な様式を定めることにより、当該事務等の処理を適正かつ効率的に行うことを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市道 道路法(昭和27年法律第180号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により認定された武蔵野市(以下「市」という。)道のことをいう。
- (2) 認定外道路 武蔵野市特定公共物管理条例(平成14年3月武蔵野市条例第10号)第2条第2号に規定する道路のことをいう。
- (3) 水路敷 武蔵野市特定公共物管理条例第2条第1号に規定する河川のことをいう。
- (4) 市有地 都市整備部道路管理課長が、武蔵野市公有財産管理規則(昭和39年6月武蔵野市規則第16号)第5条及び第14条の規定に基づき、管理する財産の土地のうち、市道、認定外道路及び水路敷のことをいう。
- (5) 所有権界 互いに接する土地において、その土地所有者同士の所有権と所有権とが接触する部分をいう。
- (6) 道路区域 法第18条第1項の規定により、決定する道路の区域のことをいう。
- (7) 境界確定 市有地と隣接する土地との所有権界が確定することをいう。
- (8) 区域確定 市道と隣接する土地との道路

区域の境界が確定することをいう。

- (9) 登記事項証明書 不動産登記法(平成16年法律第123号)第119条第1項に規定する登記記録に記載されている事項の全部又は一部を証明した書面をいう。
- (10) 土地所有者 登記事項証明書に記載されている土地を所有する権利を有する者をいう。
- (11) 公図の写し 不動産登記法第14条に規定する地図又は地図に準ずる図面の写しをいう。
- (12) 基準点 武蔵野市公共基準点管理保全要領(平成19年4月19日施行)第2条に規定する公共基準点をいう。

第2章 境界確定事務の実施

第1節 境界確定の申出

(境界確定事務の実施)

第3条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、境界確定を行うものとする。

- (1) 市有地に隣接する土地所有者から境界確定申出書(第1号様式。以下「申出書」という。)により、境界確定の申出があった場合
- (2) 市が道路整備等を行うため、当該整備に係る土地所有者との境界確定が必要となった場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める場合

(申出者の範囲)

第4条 境界確定の申出を行うことができる者(以下「申出者」という。)は、当該申出を行う対象の土地(以下「申出地」という。)の土地所有者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める者とする。

- (1) 土地所有者が共有の場合 共有者全員。ただし、区分所有建物の敷地の場合については、規約等に境界確定に係る権限の定めがある場合は、当該定めによるものとする。

- (2) 土地所有者が法人の場合 当該法人の代表者。ただし、当該法人が解散又は破産している場合は、清算人又は管財人等(管財人、破産管財人、金融整理管財人等をいう。)とする。
- (3) 土地所有者が官公庁又は特殊法人等の場合 法令、定款等に定める者
- (4) 土地所有者が死亡している場合 法定相続人全員。ただし、遺産分割協議書、公正証書遺言、裁判所の審判・調停調書等で相続人が特定されている場合は、当該相続人全員とする。
- (5) 土地所有者が法定代理人として親権者、成年後見人、保佐人又は補助人を必要とする場合 当該法定代理人
- (6) 申出地が信託財産登記された信託財産の場合 委託者及び受託者の両者。ただし、受益者が設定されている場合については受託者及び受益者の両者とし、信託目録に特別な定めがある場合についてはその内容に従った者とする。
- (7) 境界確定に係る申出、立会、協議、合意等の権限を申出者が他の者に委任する場合 その委任された者(以下「代理人」という。)

(実務取扱者)

第5条 申出者は、境界確定に必要な実務について、土地家屋調査士又は測量士の資格を有する者(以下「実務取扱者」という。)に行わせなければならない。ただし、申出者が土地家屋調査士又は測量士の資格を有する場合については、申出者を実務取扱者とすることができる。

(境界確定の申出)

第6条 申出者は、次に掲げる書類を添えて、申出書により、市長に申し出なければならない。

- (1) 案内図
- (2) 印鑑登録証明書(申出者が法人である場合にあつては、代表者事項証明書等を添付すること。)

(3) 公図の写し(法務局の内容証明付きのものに限る。)

(4) 土地所有者調書(第2号様式)

(5) 登記事項証明書

(6) 現況実測平面図

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるもの

2 前項に掲げるもののほか、次のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める書類を添付するものとする。

(1) 第4条第1号ただし書の規定に該当する場合 境界確定の権限を有することを証明する管理組合の規約書等

(2) 第4条第2号ただし書の規定に該当する場合 破産管財人証明書等のその当事者能力を有することを証明する書類

(3) 第4条第4号の規定に該当する場合 次に掲げるいずれかの書類

ア 相続関係説明図及び当該図を証明する戸籍謄本、住民票、遺産分割協議書、公正証書遺言等の書類

イ 裁判所の審判・調停調書等による権利関係を証明する書類

ウ 法定相続情報制度による法務局発行の法定相続情報一覧図

(4) 第4条第5号の規定に該当する場合 法定代理人であることを証明する書類

(5) 第4条第6号の規定に該当する場合 委託者、受託者、受益者であることを証明する信託原簿等

(6) 第4条第7号の規定に該当する場合 代理人であることを証明する書類

3 第1項に掲げる書類のうち、印鑑登録証明書及び登記事項証明書の記載住所が異なる場合は、住民票、戸籍の附票、履歴事項証明書、住居表示変更証明書等の住所の沿革が証明できる資料を

提出するものとする。ただし、当該資料により住所の沿革が確認できない場合については、土地の権利証、不動産売買契約書等その他申出地の所有者であることを証明する資料及び現住所を証明する資料を提出するものとする。

4 前3項に規定する書類のうち、証明書等は発行後3か月以内の原本を提出するものとする。ただし、原本の提出が困難な場合については、申出時に原本を持参し、市長の確認を受けた場合に限り、その写しを原本に代えることができる。

5 第1項第3号の公図の写しを加工して新たに作成した地図（方位、縮尺、法務局名及び調査年月日を記入し、土地家屋調査士又は測量士の記名及び押印がされたものとする。）を提出する場合は、加工前の公図の写しも含めて全て提出するものとする。

6 申出地が差押え等を受けている場合は、申出者は、差押者等の境界確定に係る同意書を提出するものとする。

（測量）

第7条 境界確定に伴う測量にあたっては、基準点を使用するよう努めるものとする。ただし、近傍に基準点が存在しない等その他の理由により基準点による測量ができない場合には、近傍の恒久的な地物を使用して当該測量を行うものとする。

2 土地境界確定に伴う測量の作業方法、使用機器及び精度については作業規定の準則（平成20年国土交通省告示第413号）を適用するものとする。

3 武蔵野市が管理している公共基準点を使用する場合は、武蔵野市公共基準点管理保全要領の定めるところによる。

第2節 境界確定の事務

（申出書の審査）

第8条 市長は、第6条第1項の規定による申出

があったときは、内容を審査し当該審査の結果適当と認めるときは境界確定の申出を受けるものとし、不適当と認めるときは理由を付してその旨を申請者に通知するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該申出を受けないものとする。

(1) 申出地の所有権の帰属又は当該所有権の範囲について係争中の場合

(2) 申出地と隣接する土地が市の所有ではない場合（申出地の前面道路が第19条の規定に該当する道路である場合を除く。）

(3) 申出地の所有権が特定できない場合

2 実務取扱者は、第6条第1項の規定による申出の後に、申出書の内容に変更が生じた場合は、変更内容を証明できる資料を添えて、速やかに申出事項変更届（第3号様式）を提出しなければならない。

（境界確定に伴う調査）

第9条 市長は、第6条第1項の規定による申出を受けたときは、必要に応じて境界確定に係る関係資料の調査及び現地調査を行うものとする。

（境界予定線の検討及び標示）

第10条 市長は、前条の規定による調査に基づき、実務取扱者と協議のうえ、境界確定に係る境界予定点及び線（以下「境界予定線」という。）を検討するものとする。

2 実務取扱者は、前項の規定により検討された境界予定線の検討図を作成し、市長の承認を得たうえで、境界確定に係る現地（以下「現地」という。）に境界予定線を標示するものとする。

（境界確定の範囲）

第11条 境界確定は、原則として申出地及び市有地を挟んで申出地対側の両側で確定するものとする。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

（境界予定線の立会い、承認及び明示）

第12条 実務取扱者は、第10条第2項の規定により現地に標示された境界予定線について、前条の規定により、確定する境界の範囲に係る土地の所有者（以下「関係土地所有者」という。）と現地での立会日を調整し、事前に関係土地所有者の同意を得て、立会いを実施するものとする。

2 前項の立会いは、現地に標示された境界予定線について、関係土地所有者と協議し、全員の承認を得るものとする。ただし、正当な理由により現地での立会いができない関係土地所有者がいる場合については、これを省略できるものとする。

3 前項ただし書の規定に該当する場合において、実務取扱者は、境界予定線の検討図、現地写真等を用いて、当該関係土地所有者と協議を行い、承認を得るものとする。

4 前項の規定により、境界予定線の承認が得られたときは、関係土地所有者と協議のうえ、現地に境界標等を設置し、境界予定点を明示するものとする。ただし、市長は、市有地に境界標を設置する場合に限り、実務取扱者に市指定の境界標を支給するものとする。

（合意書の作成）

第13条 実務取扱者は、前条第1項の立会い、同条第2項の承認及び同条第4項の規定による明示を完了したときは、速やかに合意書（第4号様式）及び市長が別に定める作成方法に基いた土地境界図（以下「土地境界図」という。）を作成し、市長の承認を得るものとする。

2 関係土地所有者の署名及び捺印がある合意書に土地境界図（実務取扱者の職印があるものをいう。この項において同じ。）を添付したものを土地境界図付合意書とし、合意書と土地境界図との間に割印を要するものとする。

3 前項の捺印及び割印は、関係土地所有者のうち申出者にあつては実印であることを要し、関

係土地所有者（申出者を除く。）にあつては要しない。

（合意書等の提出）

第14条 実務取扱者は、土地境界図付合意書とともに、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 実務取扱者の職印の押印がある土地境界図。この場合において、部数は合意書の部数に3部加えた数とする。

(2) 実務取扱者の職印の押印がない土地境界図 1部

(3) 第12条第4項の境界予定点の遠景及び近景の写真 1部

（境界確定通知書の作成及び通知）

第15条 市長は、前条の規定により合意書等の提出を受けたときは、その内容を審査し適当と認めるときは境界確定通知書（第5号様式）により関係土地所有者に実務取扱者を介して通知するものとし、不相当と認めるときは理由を付してその旨を実務取扱者に通知するものとする。

（境界確定の不能）

第16条 市長は、第6条第1項の規定による申出を受けた後、次の各号のいずれかに該当する場合は、境界確定の不能の事案として、申出書の返戻について（第6号様式。以下「返戻書」という。）により、申出者に対して、申出書を返戻するものとする。ただし、市長が特に認める場合については、この限りではない。

(1) 申出者が第4条の規定に該当する者でないことが判明した場合

(2) 申出地が第8条第1項ただし書の規定に該当することが判明した場合

(3) 第12条第1項の立会いが、第8条の規定による申出を受けた日から3か月以内に実施されない場合

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必

要と認める場合

(境界確定の不調)

第17条 市長は、第6条第1項の規定による申出を受けた後、次の各号のいずれかに該当する場合は、境界確定の不調の事案として、返戻書により、申出者に対して、申出書を返戻するものとする。ただし、市長が特に認める場合については、この限りではない。

(1) 第12条第1項の立会い及び協議の結果、同条第2項の規定による承認を得られない場合

(2) 第14条に規定する合意書等が第12条第1項の立会日から3か月以内に提出されない場合

(申出書の取下げ)

第18条 申出者は、第6条第1項の規定による申出を取り下げる場合は、境界確定申出の取下げ書(第7号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、境界確定申出の取下げ書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、返戻書により、申出者又は実務取扱者に対して、申出書を返戻しなければならない。

第3章 区域確定事務の実施

(区域確定事務の実施)

第19条 市長は、申出地に隣接する市道に市所有の土地以外の土地が含まれている場合は、区域確定を行うことができるものとする。

(区域確定事務の手続等)

第20条 区域確定に係る手続等については、第2章の規定を準用する。この場合において、第2章中「境界」とあるのは「区域」と読み替えるものとする。

第4章 土地境界図等の取扱い

(土地境界図等の管理)

第21条 市長は、境界確定又は区域確定がされた市有地の土地境界図又は区域境界図(以下「土地境界図等」という。)について、一般の閲覧に供するとともに、第23条及び第24条の規定に基づき、土地境界図等の複写及び複写の証明書の交付事務を行うものとする。

(土地境界図等の閉鎖)

第22条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、土地境界図等の全部又は一部を閉鎖することができるものとする。

(1) 既に境界確定又は区域確定された箇所について、当該箇所の境界線が現地において不明確のため、当該箇所の境界を改めて確定した場合

(2) 既に境界確定された箇所について、当該市有地が売払い等により、市有地でなくなった場合

(3) 既に区域確定された箇所について、市道の廃止等により、市道でなくなった場合

(4) 前3号に掲げる場合のほか、市長が特に認める場合

(土地境界図等の複写)

第23条 市長は、土地境界図等の複写の交付について、武蔵野市都市計画図面等複写サービス取扱要領(平成10年11月2日施行)の規定に基づき、取り扱うものとする。

(土地境界図等の複写の証明)

第24条 土地境界図等の複写の証明書の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、案内図を添えて、(土地・区域)境界図の複写の証明申請書(第8号様式)により、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し当該審査の結果適当と認めるときは申請者に(土地・区域)境界図の複写の証明書(第9号様式)を交付するものとする。

3 申請者は、前項の規定による交付を受けるにあたり、武蔵野市手数料徴収条例（平成12年3月武蔵野市条例第15号）別表105の項に定める手数料を負担するものとする。

第5章 補則

（その他）

第25条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

○武蔵野市公共基準点管理保全要領

(目的)

第1条 この要領は、測量法（昭和24年法律第188号）の規定に基づき武蔵野市が管理する公共基準点の取扱いに関して必要な事項を定め、その管理保全に万全を期することを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において「公共基準点」とは、武蔵野市が管理する2級基準点（相当精度の基準点を含む。）及び3級基準点（相当精度の基準点を含む。）であって、永久標識を設置するものをいう。

(管理の主管)

第3条 公共基準点の管理保全に関する事務は、都市整備部道路管理課（以下「道路管理課」という。）が主管する。

(公共基準点の使用手続)

第4条 公共基準点を使用しようとする者は、あらかじめ公共基準点使用承認申請書（第1号様式）により、武蔵野市長（以下「市長」という。）に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を適当と認めるときは、公共基準点使用承認書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

3 前項の規定により公共基準点の使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、当該公共基準点の使用、公共基準点使用承認書を常時携帯し、市職員又は土地所有者等の請求があったときは、速やかにこれを提示しなければならない。

4 使用者は、公共基準点の使用を終了したときは、速やかに公共基準点使用報告書（第3号様式）により、当該使用の結果を市長に報告しなければならない。

(工事施工の届出)

第5条 道路の工事等を行う者で、公共基準点の付近においてその効用に支障を及ぼすおそれのある工事等（以下「公共基準点付近での工事」という。）を行うもの（以下「工事施工者」という。）は、あらかじめ公共基準点付近での工事施工届出書（第4号様式）に次に掲げる図書を添えて市長に提出し、市長の指示に基づく公共基準点の保全に必要な措置を講じなければならない。ただし、次条の規定により公共基準点の一時撤去又は移転の承認を申請し、又は協議をする場合は、当該提出を省略することができる。

(1) 工事等に係る位置図、断面図及び平面図（当該工事等の位置と公共基準点との位置関係を明示したものに限る。）

(2) 引照点図又は市長の指示する測量資料

(3) 写真（公共基準点及びその周辺の現況並びにすべての引照点を確認することができるものに限る。）

2 前項のその効用に支障を及ぼすおそれのある工事等とは、次のいずれかに該当する工事等とする。

(1) 掘削底面端から45度の線で囲われた範囲の空間に公共基準点に係る構造物がある場合の当該掘削工事

(2) 車両、工事用機械等による振動が公共基準点に影響を及ぼすくい打ち工事又はくい抜き工事であって、当該公共基準点からくい、車両、工事用機械等までの距離が5メートル以下となるもの

(3) 前2号に掲げるもののほか、公共基準点の効用に支障を及ぼすおそれがあると認める工事等

3 工事施工者は、公共基準点付近での工事がしゅん工したときは、速やかに公共基準点付近での工事しゅん工報告書（第5号様式）に次に掲げる図書を添えて市長に提出し、その検査を受

けなければならない。

(1) しゅん工写真（公共基準点及びその周辺の状況を確認することができるものに限る。）

(2) 公共基準点の異常の有無を確認することができる測量資料（着工前としゅん工後とを対比することができる引照点図又は市長の指示に基づく公共基準点の保全に必要な点検測量等の成果をいう。）

4 工事施工者は、公共基準点付近での工事により公共基準点の効用に支障を生じた場合は、その復旧について、市長と協議のうえ、公共基準点復旧承認申請書（第6号様式）により市長に申請しなければならない。

5 市長は、前項の規定による申請を適当と認めるときは、公共基準点復旧承認書（第7号様式）により申請者に通知するものとする。

（一時撤去及び移転）

第6条 工事施工者は、その行う工事等（公共基準点の設置されている土地又は建物の所有者又は管理者（以下「土地所有者等」という。）が行う工事等を除く。）のため公共基準点を一時撤去し、又は移転する必要がある場合は、あらかじめ公共基準点（一時撤去・移転）（承認申請書・協議書）（第8号様式）に次に掲げる図書を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 工事等に係る位置図及び平面図（当該工事等の位置と公共基準点との位置関係を明示したものに限る。）

(2) 写真（公共基準点及びその周辺の状況を確認することができるものに限る。）

(3) 再設置位置図（一時撤去又は移転の前後の位置関係を確認することができるものに限る。）

2 市長は、前項の規定による申請を適当と認めるときは、公共基準点（一時撤去・移転）（承認書・回答書）（第9号様式）により申請者に通知

するものとする。

3 武蔵野市が発注する建築工事又は土木工事にあつては、当該工事に係る主管課長が、公共基準点（一時撤去・移転）（承認申請書・協議書）に第1項各号に掲げる図書を添えて道路管理課長に提出し、協議しなければならない。この場合において、協議を受けた道路管理課長は、公共基準点（一時撤去・移転）（承認書・回答書）により回答するものとする。

4 土地所有者等は、その都合により公共基準点を一時撤去し、又は移転する必要がある場合は、あらかじめ公共基準点（一時撤去・移転）請求書（第10号様式）を市長に提出するものとする。

（機能の回復）

第7条 工事施工者が公共基準点の一時撤去、移転、滅失、棄損等によりその効用に支障を生じた場合又は土地所有者等により公共基準点の一時撤去若しくは移転の請求があつた場合は、原則として当該公共基準点を既設のものと同様の構造により再設置し、測量成果を修正するものとする。

2 前項の場合において、既設の公共基準点と同様の構造による設置が不可能な場合は、市長と協議のうえ、これを変更することができる。

3 工事施工者以外の者が故意又は過失により公共基準点を滅失し、又は棄損した場合については、工事施工者に関する前2項、次条及び第9条の規定を準用する。

（機能回復の施工者）

第8条 公共基準点の測量標を設置する工事（以下「設置工事」という。）は、原則として当該設置の原因者である工事施工者が行わなければならない。ただし、次に掲げる場合の設置工事は、市長が行う。

(1) 工事施工者による設置工事が困難である

と市長が認める場合

(2) 土地所有者等による公共基準点の一時撤去又は移転の請求があった場合

2 前条第1項の規定による測量成果の修正(以下「測量作業」という。)に必要な手続は、測量法第36条、第37条第3項、第40条の規定その他関係法令の規定により、市長が行う。

3 偏心法による公共基準点の移転に伴い設置工事を行う場合は、市長は、工事施工者と協議のうえ、施工者を決定するものとする。

(設置工事)

第9条 工事施工者は、設置工事を行う場合は、当該測量標の位置及び設置方法について、舗装復旧前に市長と協議しなければならない。

2 前項の場合において、設置する測量標等は、原則として既設のものを再使用するものとする。

3 工事施工者は、設置工事の品質、出来形、工程、工事実施状況等を明らかにする写真を撮影しなければならない。

4 工事施工者は、設置工事がしゅん工したときは、速やかに公共基準点設置工事しゅん工報告書(第11号様式)に前項の写真を添えて市長に提出し、その検査を受けなければならない。

5 工事施工者は、前項に規定する検査に合格し

ないときは、直ちに補修工事を行い、市長の再検査を受けなければならない。

(費用の負担)

第10条 設置工事に要する費用(既設の公共基準点の撤去に要する費用を含む。)及び測量作業に要する費用は、当該設置工事及び測量作業の原因者が負担するものとする。

(取扱基準)

第11条 この要領に定めるもののほか、公共基準点の維持管理、現況調査、復元作業、復旧測量作業等については、国土交通省の定めるそれぞれのマニュアルの定めるところによるものとする。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、公共基準点の取扱いについて必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要領は、平成19年4月19日から施行する。

付 則 (令和2年4月1日要綱第232号)

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

■ 様式

第 1 号様式 境界確定申出書

第 2 号様式 土地所有者調書

第 3 号様式 申出事項変更届

第 4 号様式 合意書

第 7 号様式 境界確定申出の取下げ書

境界確定の申出に係る様式は市ホームページからダウンロードできます。

http://www.city.musashino.lg.jp/shinsei/shinsei_doro/1003859.html

第 1 号様式（第 3 条、第 6 条関係）

（表）

年 月 日

武蔵野市長 殿

申出者 住所
氏名 実印
電話番号
（法人にあっては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名）

実務取扱者 住所
氏名 印
電話番号
資格番号

境界確定申出書

私の所有する土地と隣接する市有地との境界を確定したいので、武蔵野市道路敷地等に係る境界確定等の事務取扱要綱第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて境界確定を申し出ます。

記

- 1 申出地（地番）
武蔵野市
- 2 隣接する道路の種別
 市道第 号線
 武蔵野市特定公共物管理条例第 2 条に規定する道路又は河川
- 3 申出の理由

(裏)

4 添付資料(1)から(7)まで

- (1) 案内図
- (2) 印鑑登録証明書（申出者が法人である場合にあっては、代表者事項証明書又は資格証明書を添付すること。）
- (3) 公図の写し（法務局の内容証明付きのものに限る。）
- (4) 土地所有者調書（第2号様式）
- (5) 登記事項証明書
- (6) 現況実測平面図
- (7) その他市長が特に必要と認めるもの

土地所有者調書

調査年月日 _____年 ___月 ___日

調査者名 _____ 印

土地所有者一覧表

土地所在	地番	地目	地積	登記年月日	所有者名	登記記録上の住所
						住民登録してある住所

注

- 1 上記の表内は、申出地、申出地の両隣、市有地（道路）を挟んで申出地対側及び市有地（道路）の順に、登記記録の情報を記入してください。
- 2 相続が発生している土地の所有者欄は、被相続人、相続人の順に分かるように記入してください。ただし、相続人が確定していない場合については、法定相続人全員を記入してください。

年 月 日

武蔵野市長 殿

申出者 住所
氏名 実印
電話番号
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名)

実務取扱者 住所
氏名 印
電話番号
資格番号

申出事項変更届

年 月 日付けで申し出ている境界確定申出書の記載事項の内容
に変更が生じたので、武蔵野市道路敷地等に係る境界確定等事務取扱要綱
第8条第2項の規定により、下記のとおり変更内容を証明する書類を添え
て提出します。

記

1 変更前

2 変更後

3 変更年月日

年 月 日

4 変更理由

5 添付書類

年 月 日

武蔵野市長 殿

土地所有者 住所

氏名 印

電話番号

合意書

私が所有する下記土地と、これに隣接する 年の 月の 日の
（土地・区域）境界は、 年 月 日付けで立会い及び協議を行った
結果、別添の（土地・区域）境界図に表示のとおり、異議なく合意します。

また、当該（土地・区域）境界図を一般の閲覧及び証明に供することに
異議ありません。

なお、下記土地を第三者に譲渡するときは、当該第三者にこの合意書の
内容を継承します。

記

- 1 土地の所在（地番）
武蔵野市
- 2 立会い及び協議日
年 月 日

注 この合意書と（土地・区域）境界図との間に割印を押してください。

年 月 日

武蔵野市長 殿

申出者 住所

氏名

電話番号

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名）

実務代理人 住所

氏名

電話番号

資格番号

境界確定申出の取下げ書

年 月 日付けで申し出ている境界確定申出について、武蔵野市道路敷地等に係る境界確定等の事務取扱要綱第18条の規定により、下記のとおり取り下げます。

記

1 申出地（地番）

武蔵野市

2 取下げの理由